

■ 車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドラインを作成しました！

～車椅子使用者用駐車施設等を適正に利用しましょう～

全日本駐車協会事務局

国土交通省より「車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン」が令和5年3月に公表されました。本ガイドラインを踏まえ、地方公共団体や施設設置管理者等において、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に資する取組が引き続き実施されることが期待されています。是非ともご一読ください。以下、国土交通省のプレスリリース(抜粋)を添付します。

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用を推進するため、利用対象者を明確化するための考え方や、不適正利用を防ぐための取組事例等を示した『車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン』を作成しました。

バリアフリー法により整備が進められている車椅子使用者用駐車施設に、それを必要としない人が駐車すること等により、真に必要な人が利用できない状況が発生していることから、各地方公共団体において、様々な施設の駐車施設の利用対象者に利用証を交付し、適正利用を促す取組(パーキング・パーミット制度)が導入されている(令和5年3月末時点で41府県2市が導入)。

当該制度では、車椅子使用者の他、車椅子を使用しないものの移動に配慮が必要な人(高齢者、妊産婦等)も広く対象とし、そのような人向けの優先駐車区画が設けられる場合もあり、利用区分の明確化や不適正利用の減少等の利用環境改善の効果が認められている。

このような、共生社会における移動環境を確保するための基本的なインフラの一つとなっている車椅子使用者用駐車施設等の適正利用について、国土交通省では、令和3年度より検討を始め、車椅子使用者、車椅子使用者以外の者も含めた様々な障害者団体、事業者団体、駐車場関係団体、地方公共団体等との意見交換や議論等を経て、ソフト面での対応として、地方公共団体、施設設置管理者等及び国民における理解の増進と協力の確保等を図るための望ましい考え方をガイドラインとしてとりまとめましたので公表いたします。

今後、本ガイドラインを踏まえ、地方公共団体や施設設置管理者等において、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に資する取組が引き続き実施されることを期待しています。

■別紙：車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドラインの概要

- 車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の明確化
- 利用対象者の明確な区分とその考え方
- 様々な駐車区画の確保・不適正利用対策の取組

■車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドラインの公表ページ

国土交通省の以下のページにて公表しています。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000322.html

<問い合わせ先>

国土交通省総合政策局バリアフリー政策課 西村 筒井

TEL：03-5253-8111(内線 24-215、25-523)